

No. 4月-65

復 命 書

18年4月24日

静政会 代表

鈴木 和彦 様

議員名 佐藤 成子

下記のとおり、政務調査費による視察を実施したので、ご報告します。

記

1 日 程

18年 4月 20日(木) ~ 22日(土)

2 視 察 先(都市名、視察施設等を具体的に)

東京都千代田区

マニフェストスクール実践編参加

ローカルマニフェスト議員連盟研修会・総会参加

3 視 察 内 容(調査事項、調査結果を具体的に)

- ・ 分権時代における地方議会(立法府)のあり方
- ・ 首長マニフェストの最大の評価者は議会～二元代表制の持つ意味～
- ・ マニフェスト時代における地方議会のあり方 等

4 そ の 他(所感、感想等)

別紙参照

マニフェスト・スクール (地方議員研修会)

～実践編～ 1日目

第1講 首長マニフェストの最大の評価者は議会

～二元代表制の持つ意味～

塚本壽雄 (早稲田大学院教授)

マニフェストとは、選挙後も事後検証可能な公約約束のこと。だから作ったあるいは、作らせただけでは意味ありません。マニフェストサイクルとして廻す必要がある。お任せ民主主義からの脱却のためにマニフェストサイクルと評価は切り離せないものである。と、興味ある話が続く。特に、マニフェストの文書評価ではなく、実行の評価にある。マニフェストの条件は、理念とビジョンの表示。政策手段の体系性。達成すべき目標値・期限の表示・財源の裏づけ。実施の工程(ロードマップ、中間目標など)の表示である。その評価をするのは誰か?もちろん、候補者(首長など)の自己評価もあるが、住民・議会による外部評価が鍵

だ。ということで、評価方法の説明。政策ロジック・モデルによれば、インプット（材料）予算措置など活動（政策内容）たとえば、特養の建設。アウトプット（政策の結果）たとえば、完成したベット数。アウトカム（政策の成果＝目的）要養護高齢者の生活の向上。次に、この行程でどこに着目するかによって評価を4分類できる。セオリー評価（妥当性）プロセス評価（進捗制度）アウトカム評価（達成度）インパクト評価（政策とのかかわり度）そしてその最大の評価者が議会である。というのだ。現在、最大会派として、執行機関に対する監視的機能が十分発揮されているだろうか？首長と対等の関係で、相互の抑制均衡の上で、法的権限を独立分担して地方行政を運営するという議事機関としての役割を果たしているか考えさせられた。

第2講 分権時代における地方議会のあり方 政策法務・議員提案条例

～議員版ローカルマニフェストの必要～

石義崎 初仁氏 中央大学教授

従来、国が政策を作り、自治体がこれを執行すると言う役割分担の下で、自治体の法務は政策とは切り離されて実施されてきた。この法務と政策を、本来の姿に戻って結びつけようとする取り組み・政策法務という聞きなれない言葉。そして、その主役は自治体議会だと続ける。その条例制定の歴史を説明。

第1期警察型条例の時代・公安維持、取り締まり。
第2期環境保全型条例の時代・公害対策、自然環境。
第3期住民参加型条例の時代・住民投票、情報公開。
第4期分権型条例の時代・街づくり、基本条例。住民参加・自治体自体が地域の憲法を作る時代だということだ。が、まだまだ首長提出の1割にも満たない議員提出の条例数とのことだ。

条例づくりの具体的手順は、問題と原因の明確化

条例化の必要の検討。基本的対応策の列挙と比較検討、
選択。対応策の具体化。条例案の作成。条例案の事前
評価。条例の提出、審議。この流れを作るには（政策
法務の体制づくり）が必要だ。まずは、議員の立法能
力の向上が第1なので、会派の研修、勉強会に投げか
けたい。

執行権や予算編成権のない地方議員の場合は、マニ
フェストを示しても実現可能性が低いという声もあ
るが、政策実施の流れ（インプット・アウトプット・
アウトカム）を意識して、条例制定権を活用するも
の・予算議決権、修正権を活用するもの・議決事件条
例の制定権を活用するもの・その他議決権限をかつよ
うするもの・などが考えられるということだ。

いずれにしても、作れる力をつけることの大切さと、
作ることの過程とチェックできる目を持つことの必
要性を実感した。

第3講 グループワーク I

マニフェスト時代における地方議員のあり方 ～議員何をなすべきなのか？～

あらかじめ参加者に課せられていた宿題に沿って
グループごとに話し合う。

①監視機能について②立法機能について③その他

大阪府八尾市議、大分市議、東京都北区議会、広島
県大竹市議、埼玉県議、流山市議それぞれの立場で話
し合う。流山市議の会派でのマニフェスト作成の実践
はとても参考になった。我会派でも可能かもしれない。

第4講 議員版ローカルマニフェストの意義

～選挙とマニフェスト：会派か個人か～

北川 正恭氏 早稲田大学大学院教授

さすがマニフェストの提唱者、書かせるべき書くべ
きと持論を展開。二元代表性の意義は、監視機能と立
法機能。議会の執行権の大切さを説明。マニフェスト

は、候補者が当選後に実現しようとする政策を、検証可能な形にした公約であり、検証可能な政策目標と具体的な実現方法を明記することが不可欠。①政策理念②政策目標③期限④実現方法⑤財源を定めることが必要で、重要なのは、ローカルであることの意味。政策の内容や対象区域が違うだけでなく、その作成、監視、評価が住民の参加・関与によって行われることである。まだまだ課題・限界もあるが、自治体の独自政策を推進し、市民自治を具体化するための重要なツールであるとしめくり、今年初の、マニフェスト大賞にたくさんの応募をと呼びかけた。自分自身の選挙の公約を改めてみて、マニフェストと呼べるようにするにはどうすればいいのか、検証してみたいと思った。

第5講 グループワークⅡ

議員版ローカルマニフェストの意義

～どう作り、活用するのか～

昨日と同じグループで討議・全体発表

①マニフェストの作り方

事例をもとに、何が書けるのか、または何を書くべきなのか。

②マニフェストの活用

選挙時にどのような活用の方法があるのだろうか。

個人で活用すべきなのか？会派でなのか？

それぞれのグループの発表もおもしろかった。

個人の公約ではなく、マニフェスト。実証の裏づけの可能な数字を上げての公約。なかなか勇気がいる。個人のパフォーマンスでは駄目だ。一般質問で、あの件についてこう質問してこういうことです。。は現状。自己検証可能で、費用対効果も入れて、会派レベルで作成したいものだ。

ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟

平成18年度総会・及び研修会

第1部 平成18年度総会

第2部 グループセッション

第3部 研修会

I 基調講演 ローカル・マニフェスト最新事例報告

北川 正恭氏早稲田大学大学院教授

28次地方制度調査会の報告。基幹委任事務を100条委員会で監査・検討していることを説明。許認可の個別法のこと。補助金(財源)のことなど、大きく変化しているので、議会が意識を持つべきだし、議員自身の意識改革が必要だ。首長選挙で直接市民に働きかけるから議会いらない!と言われないように、チェックし条例などを作る、専門機関・議会が今こそ大事だ。マニフェストは気づきの必要条件。信用され当選し検証すれば十分条件になる。選挙の道具だ。地方公共団体から地方政府への言葉こそが、地方分権を象徴していると思えた。

基調講演II ローカルマニフェストと地方議会 ～地方議会版マニフェストの可能性～

曾根 泰教氏 慶應義塾大学大学院教授

首長は政権公約できる。自己紹介とマニフェストは違う。政党・議会というチームのマニフェストだ。

首長の政権公約を支持し支えるのか?批判し否定するのか・是々非々でいくのか?マニフェストに盛り込む。議会の役割は、監視・批判・修正・代案の提示だ。首長と議会の一体は何を意味するか考える必要がある。分権との矛盾はないのか?ローカルパーティーの意味。政党の地方支部か地方独自の政党か?そもそも、地方自治体選挙での配布禁止が問題だ。IT時代の選挙運動も含めてまだ課題はある。

事例報告I ローカルマニフェストの作り方

恵庭市選挙マニフェスト

～子どものしあわせが広がるまち～

中島 興世氏 恵庭市長

絵本仕立てのやさしい雰囲気感動できるマニフ

ェストと評価されている。掲げられている具体策のほとんどが、実績や制度の裏づけがあり、実現の可能性が担保されている。作品と呼びたくなるこんなマニフェストが次々と登場するようになれば、日本の選挙も大きく変わると期待させてくれる。と大評判の絵本型マニフェストを片手にとつとつと語り始めた。

67000 人の人口。自民党候補を破って当選の市民派。
3つの自衛隊駐屯地のある町。子どものしあわせがひろがるまちの響きがいい。本当に政策が絵本になっている。2期目。エールを贈りたい。

事例Ⅱ 首長からみたマニフェストと議員からみたマニフェスト～新本庄市政策提言～
吉田 信解氏 本庄市長

吉田しんげを応援する『甦れ本庄の会』発行のマニフェスト。数字も入りかなり精巧な作り出し、読みやすい。2期勤めた市議会議員の実績でもものが言えていて、市民との対話集会なども含めて、身近に、期待できる材料を提供した首長選挙の理想と見た。